

真岡工業団地総合管理センター施設利用規程

(設置の目的)

第1条 会員企業、従業員、その家族及び地域住民の福祉と教育文化の向上に寄与するため各種集会の用に供し、あわせてスポーツの振興を図ることを目的として管理等及び体育館（以下「施設」という。）を設置する。

(利用の許可)

第2条 施設を利用しようとする者は、一般社団法人真岡工業団地総合管理協会（以下「管理協会」という。）の許可を受けなければならない。

2 管理協会の利用許可は、原則として申し込み順によるものとする。

3 管理協会は、施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

4 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可事項を変更しようとするときは、管理協会の承認を受けなければならない。

5 管理協会は、次の各号の一に該当するときは、許可しないものとする。

(1) 施設の利用が長期にわたり他の利用者希望者の妨げになるとき。

(2) 秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) その他管理協会の管理運営上特に支障があるとき。

(利用の停止等)

第3条 管理協会は、次の各号の一に該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止をさせることができる。

(1) 利用者が管理協会の許可を受けずに利用の目的を変更し、又は許可条件に違反したとき。

(2) 管理協会の施設は又は備品をき損し、その他管理上支障があると認められるとき。

2 前項の中止により利用者に損害を生じても管理協会は、その責を負わない。

(利用権の譲渡)

第4条 利用者は利用権を譲渡し、又は利用許可を受けた施設及び備品等を転貸してはならない。

2 施設及びその敷地内において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ管理協会が施設の管理上支障がないと認め許可した場合はこの限りでない。

(1) 物品の販売

(2) 工作物その他の施設を設けること。

(3) 業として写真を撮影すること。

(利用の申込)

第5条 第2条第1項の規定により施設の使用許可を受けようとするものは、施設利用申請書を管理協会に提出しなければならない。

2 利用者が第2条第3項の規定により許可を受けた事項の変更又は取消の承認を受けようとするときは、3日前（管理協会の休日を除く）までにその旨を管理協会に届出なければならない。

(遵守事項)

第 6 条 利用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設及び付属設備等を許可なく利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外において喫煙又は飲食をしないこと。
- (3) 危険物を持ち込まないこと。
- (4) 許可なくして、火気を使用しないこと。
- (5) その他施設管理上の利用条件を守り職員の指示に従うこと。

(入場の制限)

第 7 条 管理協会は次の各号の一に該当するものに対して施設内の入場を断り、又は退場させることができる。

- (1) 伝染性疾患があると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼすおそれのある者

(職員の立ち入り)

第 8 条 管理協会は、施設の管理上必要があると認めるときは、現に利用されている施設内に職員を立ち入らせることができる。

(使用料)

第 9 条 施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、原則として施設利用申請書の提出の際に納入する。

(予約の取り消し等)

第 10 条 第 2 条第 1 項の規定により利用の許可を受けた施設の予約取り消しに係るキャンセル料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用日の 3 日前（管理協会の休日を除く）までのキャンセル料金は無料とする。
- (2) 使用日の 2 日前（管理協会の休日を除く）までのキャンセル料金は使用料金の 50% とする。
- (3) 利用当日のキャンセル料金は、使用料金の 100% とする。
- (4) 管理協会は、風水害等により施設の利用ができないと判断した場合、許可を取り消すことができる。この場合は、キャンセル料金は発生しないものとする。

(原状回復)

第 11 条 利用者は施設の利用を終えたとき又は第 3 条第 1 項の規定により利用の中止をされたときは、直ちに施設の備品を原状回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 12 条 利用者は建物、備品等を故意または過失により滅失し、又は破損したときはそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(施設の利用時間)

第 13 条 特別の場合を除き施設の利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時までとする。

(休館日)

第 14 条 特別の場合を除き、施設は次の日を休館日とする。

- (1) 8 月 13 日から同月 15 日まで
- (2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで